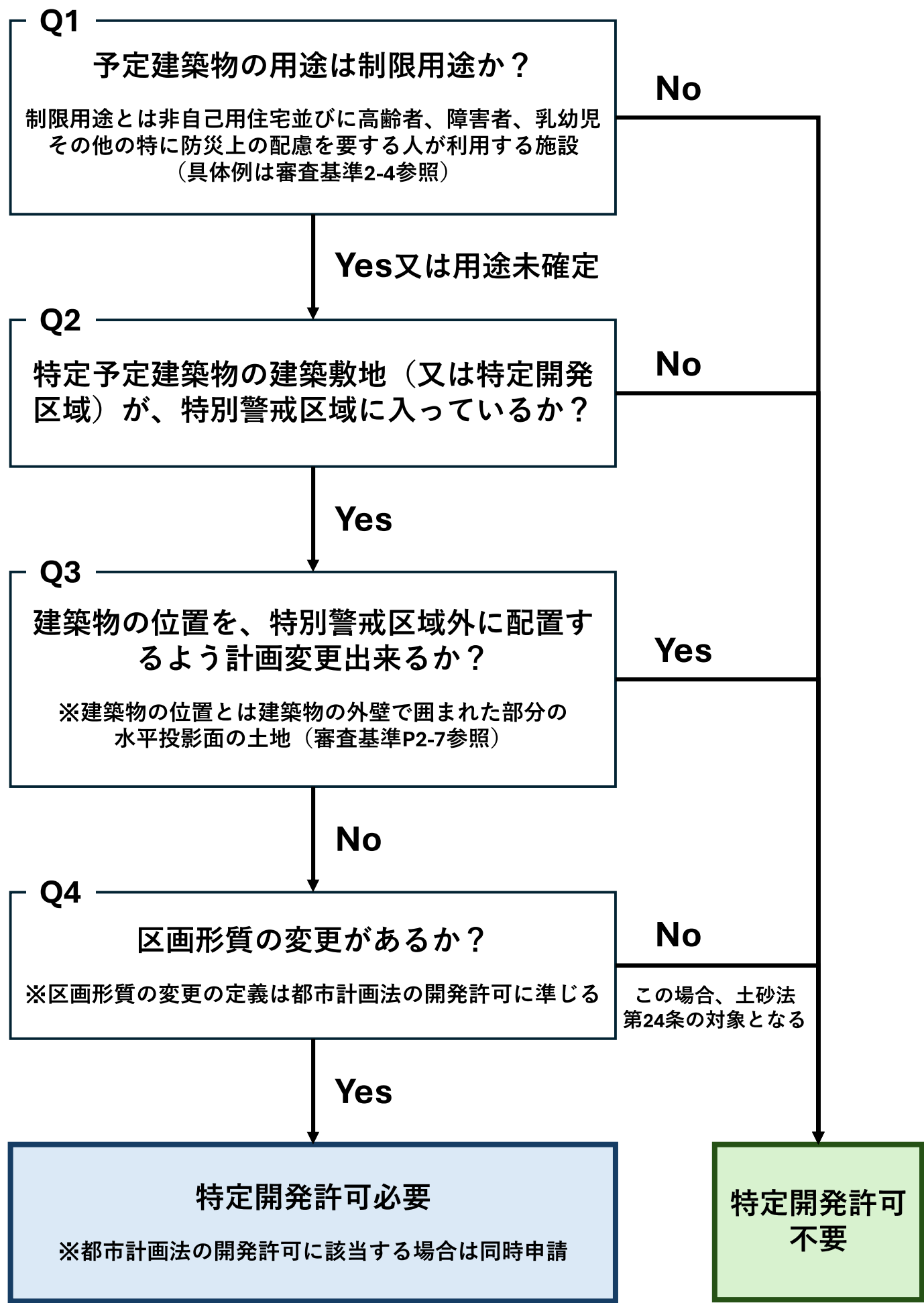


○特定開発許可の要否判断フロー



特定開発行為許可 (土砂法第10条)					
※ 建築基準法施行令第1条第1号 開発区域(建築敷地)	建築物(制限用途)の位置	開発区域(建築敷地)内における 区画形質の変更	特定開発行為許可の要否 (○必要、×不要)	※ ×不要…特定開発許可不要としてもレッド区域は解除されないことから、建築物の建築(制限用途以外の建築物も含む)の際には土砂法第24条の対象となる。	
レッド区域含む	レッド区域を含む	あり	○		—
		なし	× ※		
	(建築敷地がレッド区域を含む) (建築物の位置未定)	あり	○		
		なし	× ※		
	レッド区域を含まない	あり	×		※ただし、造成工事によりレッド区域が広がる恐れがある場合は特定開発許可の対象とする
		なし	×		
レッド区域 含まない			×		

レッド区域: 土砂災害特別警戒区域